

# 釜石地方森林管理協議会森林管理計画書

## 1. 概要

### 1. 1. 名称及び連絡先

住所： 〒026-0302 岩手県釜石市片岸町第1地割1番地1

名称： 釜石地方森林管理協議会

代表者： 釜石地方森林管理協議会会長

連絡先： 釜石地方森林組合

電話： 0193-28-4244

### 1. 2. 釜石市及び大槌町の概要

#### 1. 2. 1. 沿革

大槌町の歴史は、中世に入り繁栄の礎を築いたといえる。1334（建武元）年阿曾沼氏の一族、遠野次郎（後に大槌氏を称す）が沿岸統治のため遣わされ、当地を拠点として築城したのが大槌城であった。天然の要塞といわれる大槌城は堅固さを強みに南部氏の影響下のもとで三陸水産資源などを大いに利用して栄えた。しかし、江戸時代に入り大槌氏の約280年続いた隆盛は幕を閉じ、1632（寛永9）年、大槌代官所が設置され、沿岸28ヵ村の政治、経済の中心として栄えていく、中でも、吉里吉里善兵衛こと前川善兵衛は代々にわたって、この三陸はもとより、藩の産業、経済に大きな役割を果たした。1889（明治22）年4月に地方自治制が発布され、大槌村、小槌村が合併し大槌町となり、1955（昭和35）年には隣村の金沢村と合併し、現在の大槌町が誕生した。地域の北部に位置する大槌町は、総面積20,000ha、総人口11,002人（令和2年1月末現在：大槌町）で、主な産業は三陸沿岸での漁業である。太平洋に注ぐ大槌川と小槌川によって形成される沖積平野に地域の中心部が位置している。年間降水量は1,475mm（2001～2019年平均）。

釜石市は、西に松倉山や仙盤山などの北上山地などに囲まれ東を太平洋に囲まれて、平野部が少なく、可住地面積も多くない。三陸地方の小さな漁村であったが1857（安政4）年に盛岡藩士の大島高任が大橋で日本初の洋式高炉法による出銑に成功し近代製鉄発祥の地として知られる。1889（明治22）年4月には釜石村と平田村が合併し釜石町。甲子村が単独で成立。鵜住居村、片岸村、両石村、箱崎村が合併し鵜住居村。栗橋村と橋野村が合併し栗橋村。唐丹村が単独で成立。1896（明治29）年釜石町、甲子村、鵜住居村、栗橋村、唐丹村が合併し上閉伊郡となり、1937（昭和12）年5月に単独市制を施行し、釜石市となった。総面積44,100ha、総人口32,609人（令和2年3月末現在：釜石市）世界三大漁場である三陸漁場の中心地として、豊富な鉄鉱石と燃料の木炭を供給できる森林を有し動力源の水車を回す川と製鉄業に適していた釜石市は「鐵と漁業の街」として最盛期の昭和38年には人口92,123人で企業城下町として栄えた。産業構造の変更に伴い製鉄所の合理化、また2011年の東日本大震災津波被害により、激減し過疎高齢化が急激に進行している。年平均

気温は11.2℃、年間降水量は1724.7mm（いずれも1981～2010年平均）。温暖で湿潤な気候地域である。震災後は市・町の復興計画のもと復興事業が進んでおり、計画では低炭素化社会の実現を目指し、市民、町民が自然と共生しながら安心して暮らせる街づくりを進めるとともに、農林水産業を含む産業の再生・発展を目指している。

### 1.2.2. 森林の概要

当管内は岩手県の南東部に位置し、2015年7月に世界遺産登録を受けた「橋野鉄鉱山・高炉跡」、2019年に開催されたラグビーワールドカップ会場、東には世界三大漁場である三陸漁場を有し、「鉄と魚とラグビーの街」として栄えてきた。

管内の森林は標高800～1300mの山々に囲まれ、起伏が大きく、地形が複雑に入り組んだ「リアス式海岸」の北部に位置し、7つの水系域は直接太平洋へとつながる急峻な地形で、三陸復興国立公園の中心に位置する。

管内総面積は、64,000haで約90%に当たる57,000haが森林で占められ、民有林面積は38,000haで45%の17,000haが人工林となっている。主たる樹種はスギ42.4%、アカマツ41.1%、カマツ13.1%でこのほかごく小面積ではあるがヒノキ林がある。人工林以外ではアカマツの天然林などが沿岸部を中心に分布している。内陸部にクマノリ群落が人工林ともモザイク状に分布している。さらに内陸の高標高域ではクマノリ群落が分布している。戦後の拡大造林政策による人工造林が多数を占め、間伐対象林分が70%を超える林齢構成となっている。

また、震災後復興支援のつながりから首都部を中心にした企業研修、近隣の小中高生を中心にした環境教育活動（年間600人）に積極的に森林を開放し、山林の多角的機能付けに取り組んでいる。

### 1.3. 認証形態

#### 1.3.1. 森林認証グループシステム

釜石地方森林管理協議会FM認証グループ規約のとおり

#### 1.3.2. グループ加入者

名簿のとおり

#### 1.3.3. 計画期間

2020（令和2）年度から2024（令和6）年度まで

## **2. 森林管理方針**

### 2.1. 基本理念

当管内は2011年3月11日の東日本大震災により多くの住民と財産を無くしてしまった。しかしながら山林のみがほぼ無傷で残っている。自然の力によって街が破壊されても、自

然に残され、その残された自然が当管内にとって揺るぎない財産であると、住民の多くは気づかされたのである。

この経験から、当管内は「震災復興計画」の基本理念の一つに「豊かな自然環境や景観形成に配慮した美しいまち」を掲げている。この理念は、震災時の経験を活かし、また自然の恵みを最大限に活用しながら、災害に強く、安全で安心な町づくりを進めるという内容である。

昨今の気象変動が外因と思われる自然災害の発生は当管内にも確実に近づいている。1976年～2019年までの当地域の気象データ（関係資料3-2を前期（1976年～1977年）、後期（1978年～2019年））に分け検討したところ、年間降水量は1,714mmとほとんど変わらない。しかしながら50mm/1時間を超える降水量の発生は3倍になっていることがわかった。また、平均最高気温は +1.7°、平均最低気温は +5.1°、年平均気温は+1.4°といずれも上昇している。気温の上昇は、海水面温度を上昇させ気象庁が統計を取り始めた1951年以降初めて、2017年台風10号が直接東北太平洋側へ上陸し甚大な被害をもたらしたと言われている。

当管内でもここ数年の集中豪雨は記録的な雨量を記録し、今まで20数年管理してきた森林作業道を崩落させた。主伐エリアからの流水・残材の流出がある。また温暖化の影響からシカの生息エリアは北上し以前見られなかった認定森林管内でも食害が広がってきた。そして、ナラ枯れ被害拡大のスピードは想像を絶し大槌町を越え岩泉町の森林まで被害が及ぶようになった。

一方、各研究機関から森林の持つ多面的機能について記述しているが、岩手県林業技術センターで公開した、「岩手県の森林価値（公益的機能）の評価」（関係資料3-2）、そして当管内では、2014年以降第三者機関が認めるフォレストストック認定制度を取得し森林のCO2吸収・生物多様性等調査報告書、定時モニタリング調査報告書（関係資料3-1-1～3-1-2）により、森林は、木材生産機能のみならず、CO2の吸収・大気浄化・山地災害防止・生物多様性等を守る森林の多面的機能が地域の自然環境を支えていることがわかる。

私たちの暮らしは、豊かな自然の恵みと活発な人間活動を基礎に成り立っていることを自覚し、将来にわたって、地域の成長と環境の保全が両立した環境と共生する持続可能な街づくりが求められている。山・農地・川・海によって繋がっている。したがって、山の機能を損なうことは、地域全体の環境を脅かすことになる。そのためには、地域の環境を構成する大きな要素である森林の多面的な働きを高めるとともに、生態系や自然環境を考慮しながら森林資源を活かし価値化する必要がある。

当管内の森林所有者は、保有森林が5ha未満の小規模林家5割を占めほとんどが他産業との兼業となっており森林施業についても各自細々と実施している状況にある。

今後、FSCの原則と基準及び関連する指針や規格に準じ、これら零細林家の適切な森林整備を強化するため、林業経営意欲の向上に資するうえでも森林施業の共同化を重点に置き協議会を開催し、普及啓発活動の促進等を通じて、森林施業の共同化を行うための所有者間の合意形成に努めるとともに、森林経営計画の作成等により、確実な森林管理を行う。

### 2.2.1. 森林管理が地域に与えるリスク

漁業関係者及び地域の住民からの聞き取り調査において、戦後到来した木材価格の高騰により農山村は一斉に主伐を繰り返し経済林としての期待が高まることで拡大造林を推し進め森林造成に注力した。安価な外国産材の輸入の増大と便利な生活を求める生活様式の変更から、木材価格の低迷を招き森林の価値が大きく低下し、農山村からは人々は離れ自ら森林の管理（作業のみならず）を放棄し主伐後の再造林（更新）も行われなくなり、荒廃した森林が拡大していった。

林業の衰退により、かつて守られていた森林の多面的機能の低下し、

- ①水源林としての機能の低下
- ②土砂災害のリスク拡大
- ③野生動植物の生命危惧
- ④地域の精神的な存在として敬われた森林の記録の消滅
- ⑤経済優先な森林作業活動（作業道開設等）による森林の崩壊等々は、地域社会、環境、経済への悪影響を与える可能性がある。

### 2.2.2. 森林管理が地域に与える好影響

一方、昨今のSDGsの実現は、地方の農山村の持続可能な取組になると期待が高まっている。

経済活動を優先することなく、FSCの10の原則を遵守し、適正な森林管理が実行されることで豊かな自然環境が保たれ水質の浄化による人々への安心安全はもとより、豊かな漁場の造成。

地域の森林環境保全が保たれることで土砂崩壊等のリスクを低下させ防災機能を高めます。

また、野生動植物が生存しやすい環境となり種の保存にも繋がります。そして発見されていない史跡を確認することで、地域の歴史を垣間見へ精神的な存在としての森林の位置づけがより明確になる。

気候変動の影響は、当地域にも確実に忍び寄り今までの作業方法では、森林を守れない状況に出会うことがあります。局所的な集中豪雨が発生しやすい現状から特に作業道開設には慎重な対応と林業者としてのスキルアップが必要であると痛感している。（資料9 森林路網建設に関する指針）

そして適正な森林管理活動が活発化することで、雇用の拡大が諮られ経済的にも貢献できるものとする。（現在、建設業者との連携を実行中）

FSCの10の原則を遵守しながら森林管理計画の実行とモニタリング調査の結果を組み入れた適正な管理をすることで、森林管理が地域に必要な産業となるよう目指す。

### 2.2.3. 管理活動が誘発する可能性があるリスク

森林路網整備による土砂災害のリスク及び過度な間伐や皆伐による周辺木の封筒リスクが考えられる。

森林路網整備を行う際には、必要最小限の伐開幅にとどめ無理のない路線を設定して、

地形が変更するところは確実に路面排水施設を設置して、路面の崩壊を防ぐ。地形により森林路網の路線設定に無理あるところは、架線集材方法を取り入れることで土砂災害のリスクを軽減する。（資料9 森林路網建設指針）

また、間伐については定性間伐を推進し概ね本数率で30～35%の伐採率を標準化しており生育状況によっては伐採率を下げ過度な間伐にならないように実行している。作業前にモニタリング調査を行うことで風倒木発生のリスクが高いところを特定し林縁部を伐採しないようにする。

皆伐については、作業前にモニタリング調査を行うことで土砂崩壊及び風倒木のリスクを特定し、作業の安全性を確認してモザイク状にバッファゾーンを形成しながらリスクの軽減を図る。

また、間伐、皆伐ともに残存木の流出による土砂災害のリスクがあることから、緩勾配地帯に集積する。

### 2.3. 森林管理計画

森林管理方針に基づき、森林の管理方法、管理手順等を定めた森林管理計画書を作成するものとする。

木材生産機能はもとより、地域の環境を構成する大きな要素である森林の多面的な働きを高めるとともに、生態系や自然環境を考慮しながら森林資源を活かし価値化するため、広葉樹が散在し、林内は高木層、低木層が形成され、階層構造を有する各種樹林がモザイク状に配置され景観レベルでの多様性も目標とする。以前より取組んでいた溪流沿いを伐採せず広葉樹林を繁茂させることで、災害防止に役立った経験からバッファゾーンの形成に努める。現在では適地適木の観点から植林作業については、広葉樹との混植作業を中心に行う。また、数年前から取り組んできた、生態系の確保と生物多様性保護のため主伐を抑え間伐を中心に管理して、間伐を行う際には刈払機は使用することなく、作業に支障になる部分のみを刈払う等、針葉樹、広葉樹が適地適木に配置され最も多面的機能を発揮できるような目標林型を目標とし、現在考えられる森林の多面的機能を最大限発揮できるよう管理を行う。

一方、認証森林のうち新山地区周辺には、絶滅危惧種イヌワシの生息が確認されており、イヌワシの代替餌場創出と維持協議会と協議し、繁殖期ある11月～3月までの期間は森林管理作業を控える。また森林管理の放棄から採餌環境が不足していることから森林経営計画に基づき適正な伐採の実行を行う。

また、前述したように自然災害の発生又は獣害・病虫害被害のリスクは上昇していることから、近隣の所有者との共同で事業対象地の面積を拡大することで無理のない作業道の路線設定をして、架線集材を活用し間伐作業をめざす。建設業界の知見頂きながら排水・法面設計を見直し、災害に強い森林作業道の開設方法を確立する。また、かつて経験したことが無い自然災害が発生していることから、状況を記録して対応策を明文化して記録として保存、森林管理の新たな方法として伝えていく。（資料8 自然災害発生記録簿）

シカ被害については、防護網に一定の効果があることが分かったので、被害が予想される造林地には設置していく。ナラ枯れ被害については、比較的認定森林の比較的温暖な海

岸線沿いで発生していること、高齢な樹木に被害が集中していることから、天然林改良事業を（ナラ林の間伐）導入し、認定森林の西側の広葉樹林を守っていきたい。

現在行っている管内小・中高生への森林体験（環境教育とSDGs）、また全国各地の企業の方々の視察受入れ通じ、広く森林の多面的機能を啓蒙したいと考える。

また、定期的に行われる第三者機関（フォレストック認定制度）のモニタリング報告を活用し、見直しの参考とする。

森林管理計画は、森林の状態、環境、社会、経済状態の変化、森林作業共通仕様書（資料31）・モニタリング実施要領（資料35）での結果等を勘案し、5年に1回見直しを行うこととする。また森林作業道等の施設利用については、周辺の森林の経営を行う者と共同で利用することを原則とする。そして都市住民とのふれあいの場を確保し、自然観察や森林体験などを通じて、森林、山村の重要性や現状を認識してもらえるように、参加型の施業等も推進する。森林の生態系に配慮しながら間伐28.21ha、造林0.57ha、下刈33.76haを計画し実行していく。

また、環境配慮及び文化財の保護する観点から生物の生育・生息環境が適切に形成するため溪流沿いについては、水系への土壌流出を抑制し、野生動物の移動経路を確保するため、生物の生息環境を考慮のうえ、片側約5mの範囲の溪流環境を守るための緩衝地帯とする。

そして地域社会にとって文化的、生態的、経済的、宗教的、精神的に特別意味を持ち、地域社会が法的又は慣習的な権利を持つ場所を、地域の方々から聞き取り特定し、管理図に記載し、認識する。

現在森林経営計画書に記載されている上記事業に関して間伐事業地から発生した木材及び非木材の収穫量（2,000m<sup>3</sup>/5年間）、下刈作業（34.33ha）の更新状況、成長量の確認、社会貢献プログラムとして5校/年間の小中高生への環境教育並びに森林体験プログラムを受入れ達成状況を評価する。

また、協議会で議論された結果、修正が必要である場合はその都度変更していく。

#### 2.4. 総合的な病虫害対策と化学薬品の使用手順

FSCの認証対象森林への獣害、病虫害（二ホンシカ、ナラ枯れ、松くい虫）のリスクは拡大傾向にある。現在は基本的に化学薬品の使用はしていないが、被害状況によっては化学薬品の使用を考えなければならない。

使用する際には、資料3 化学薬品と燃料の使用手順に基づき環境・社会リスクアセスメントの評価の特定を行い、リスクを最小限にするためのリスク回避・低減戦略に基づき化学薬品を使用しなければならない。

#### 2.5. 管理責任者の引継

FSC認証の管理責任者は代表理事が任命し管理する部署は事業課で管理しており、管理責任者の引継については釜石地方森林組合職員就業規則（資料18）に則り引き継ぐ。

## 2.6. 結社の自由及び団体交渉権

日本国憲法第28条に定める「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」の権利を認め、「労働基準法」「労働組合法」「労働関係調整法」を遵守し労働者が働きやすい環境を整備する。

毎年労働者協議の中で代表者を定めてもらい労働協定書及び就業規則の変更がある場合は全労働者へ周知、意見を徴収し同意を得て、所轄労働基準監督署へ届け出ている。

## **3. 認証森林の概況**

### 3.1. 釜石市及び大槌町全体の森林の概要

当管内の区域面積は64,076haであるのに対して、その89%（57,032ha）が森林で占めている。さらに、その44%が人工林で岩手県の人工林率平均42.2%よりも高い。この人工林のほとんどは、杉である。年齢分布から分かる通り、戦後の拡大造林政策の影響が強く出ていて、日本の典型的な年齢の偏りを示している。したがって、持続可能な林業を目指すためには、皆伐・植林を視野にいれた計画的管理が必要であることを強く示している。

表 樹種別内訳

区 分				
人 工 林	針 葉 樹	スギ	面積	8499.74 ha
			材積	4679257 m <sup>3</sup>
			成長量	82175 m <sup>3</sup>
		ヒノキ	面積	284.55 ha
			材積	62309 m <sup>3</sup>
			成長量	2130 m <sup>3</sup>
	(クロマツ) アカマツ	面積	5762.43 ha	
		材積	1998742 m <sup>3</sup>	
		成長量	23329 m <sup>3</sup>	
	カラマツ	面積	1742.77 ha	
		材積	376791 m <sup>3</sup>	
		成長量	5148 m <sup>3</sup>	
	その他	面積	4.56 ha	
		材積	3626 m <sup>3</sup>	
		成長量	66 m <sup>3</sup>	
計	面積	16294.05 ha		
	材積	7120725 m <sup>3</sup>		
	成長量	112848 m <sup>3</sup>		
広 葉 樹	ナラ	面積	69.99 ha	
		材積	4104 m <sup>3</sup>	
		成長量	138 m <sup>3</sup>	
	その他	面積	143.37 ha	
材積		17851 m <sup>3</sup>		
計	面積	213.36 ha		
	材積	21955 m <sup>3</sup>		
	成長量	403 m <sup>3</sup>		
合 計			面積	16507.41 ha
			材積	7142680 m <sup>3</sup>
			成長量	113251 m <sup>3</sup>
天 然 林	針 葉 樹	(クロマツ) アカマツ	面積	1109.41 ha
			材積	420005 m <sup>3</sup>
			成長量	2418 m <sup>3</sup>
	その他	面積	0.06 ha	
		材積	4 m <sup>3</sup>	
		成長量	227 m <sup>3</sup>	
計	面積	1109.47 ha		
	材積	420009 m <sup>3</sup>		
	成長量	2645 m <sup>3</sup>		
広 葉 樹	ナラ	面積	124.11 ha	
		材積	13485 m <sup>3</sup>	
		成長量	263 m <sup>3</sup>	
その他	面積	4887.95 ha		
	材積	2519112 m <sup>3</sup>		
	成長量	21075 m <sup>3</sup>		
計	面積	5012.06 ha		
	材積	2532597 m <sup>3</sup>		
	成長量	21338 m <sup>3</sup>		
合 計			面積	6121.53 ha
			材積	2952606 m <sup>3</sup>
			成長量	23983 m <sup>3</sup>
総 計			面積	22628.94 ha
			材積	10095286 m <sup>3</sup>
			成長量	134589 m <sup>3</sup>



表 人工林 林齡別内訳

区 分	未立木地	伐採跡地	計
	面 積	面 積	面 積
無立木地	137.16	3.87	141.03
区 分	総 計		
	面 積	材 積	成 長 量
無立木地	141.32		
竹 林	14.23		
更新困難地	570.78		
伐採跡地	481.29		
計	1,207.62	-	-
1 齡級	115.98	-	-
2 齡級	52.14	853	238
3 齡級	119.08	8,617	1,357
4 齡級	102.89	13,816	1,343
5 齡級	292.48	55,170	3,321
6 齡級	903.91	228,629	9,985
7 齡級	1,118.40	328,491	10,617
8 齡級	1,233.82	398,651	10,193
9 齡級	1,472.53	549,909	11,037
10 齡級	2,242.03	963,765	16,158
11 齡級	2,512.28	1,157,099	16,100
12 齡級	2,752.24	1,366,685	15,434
13 齡級	1,914.63	1,043,902	10,144
14 齡級	1,008.77	581,688	4,828
15 齡級	181.47	114,881	114,881
16 齡級	152.91	106,387	633
17 齡級	122.70	86,591	-
18 齡級	124.87	73,691	483
19 齡級	38.19	28,462	96
20 齡級	25.00	18,685	65
21 齡級	21.09	16,708	35
立木地計	16,507.41	7,142,680	226,948
林地計	17,715.03	7,142,680	226,948



### 3.2. 認証対象森林の概要

#### 3.2.1. 全体

大槌町は2011年12月26日に大槌町東日本大震災津波復興計画の基本計画を策定した。計画では「海の見えるつい散歩したくなるこだわりのある美しいまち」として、は町民が自然と共生をしながら安心して暮らせるまちづくりを進めると共に、農林水産業を含む産業の再生・発展を目指している。

町有林の森林経営計画対象面積は 856.29haで2011年10月からフォレストック認定をうけており今回のF S C認証も同じ認証林で行う。大槌町有林は、重要な河川である小槌川、大槌川流域の上流。また三陸復興国立公園接する場所、町中心地にある歴史的な史跡（城山城跡）にあることから、生活、経済、保養の場に直結する場所として住民に親しまれている。

町有林全体としては木材生産を行いながら地域の「経済、環境保全と共生と安心、安全」を継続する森林管理を目指している。現在、町有林の森林施業は釜石地方森林組合に委託をしている。

##### 3.2.1.1. 状況（全体）

2020（令和2）年度認証林		森林面積(ha)	森林蓄積(m <sup>3</sup> )	成長量(m <sup>3</sup> )
認証林		856.29	198,392.0	1,841
内訳	針葉樹	387.36	144,419.0	1,533
	広葉樹	431.47	53,973.0	308
保全地帯		207.32		
保護区		31.45		

##### 3.2.1.2. 位置、区分図（全体）

別紙「FM認証グループ管理図面」のとおり

##### 3.2.1.3. 対象森林概要

表 認定対象林

サイト名	面積(ha)	蓄積(m <sup>3</sup> )	成長量(m <sup>3</sup> )
大槌町有林	856.29	198,392	1,841
合計	856.29	198,392	1,841

表 認定森林

大槌町有林樹種別面積

		未立木地等	1齢級	2齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級	10齢級	11齢級	12齢級	面積 材積	ha m
スギ	面積							1.73	0.93	11.43	0.72	0.42	12.45	15.97		
	材積							455	291	4,373	387	240	7,603	10,222		
アカマツ	面積									4.72	0.32		59.30	48.56		
	材積									1,118	109		18,607	17,057		
(人工林)	面積															
	材積															
アカマツ	面積								2.16							
	材積								378							
(天然林)	面積								12							
	材積															
アカマツ計	面積		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.16	4.72	0.32	0.00	59.30	48.56		
	材積		0	0	0	0	0	0	378	1,118	109	0	18,607	17,057		
カラマツ	面積		7.70							3.83	8.23			0.93	2.02	
	材積		0							1,049	2,301			198	575	
(天然林)	面積		6							18	28			1	3	
	材積															
ヒノキ	面積							2.78	3.00							
	材積							595	843							
(天然林)	面積							31	30							
	材積															
ソノタL	面積					0.99						4.26				
	材積					37						360				
(人工林)	面積					2						6				
	材積															
ソノタL	面積			2.27	11.54	0.24		1.10	3.82	1.99	4.04	21.85	44.89	38.73		
	材積			51	381	9		120	257	169	548	1,919	5,424	6,604		
(天然林)	面積			3	26	0		4	9	4	8	26	49	45		
	材積															
ソノタL計	面積		0.00	2.27	11.54	1.23	0.00	1.10	3.82	1.99	8.30	21.85	44.89	38.73		
	材積		0	51	381	46	0	120	257	169	908	1,919	5,424	6,604		
小計	面積	0.00	7.70	2.27	11.54	1.23	0.00	5.61	13.74	26.37	9.34	22.27	117.57	105.28		
	材積	0	0	51	381	46	0	1,170	2,818	7,961	1,404	2,159	31,832	34,458		
未立木地等計	面積	37.46														
	材積															
総計	面積	37.46	7.70	2.27	11.54	1.23	0	5.61	13.74	26.37	9.34	22.27	117.57	105.28		
	材積	0	0	51	381	46	0	1,170	2,818	7,961	1,404	2,159	31,832	34,458		
	面積		6	3	26	2	0	56	80	190	25	31	379	329		
	材積															

		13齢級	14齢級	15齢級	16齢級	17齢級	18齢級	19齢級	20齢級	21齢級	22齢級	小計
スギ	面積	12.06	8.94				0.06	0.34				65.05
	材積	8,352	6,333				41	247				38,544
アカマツ	面積	47.45	4.87									165.22
	材積	16,708	2,051									55,650
(人工林)	面積	131	12									526
	材積											
アカマツ	面積	89.35	1.26	5.81	4.15	10.04	5.27	2.10	0.05			120.19
	材積	31,287	415	2,202	1,913	3,996	2,028	789	20			43,028
(天然林)	面積	248	1	9	8	13	7	2	0			300
	材積											
アカマツ計	面積	136.80	6.13	5.81	4.15	10.04	5.27	2.10	0.05	0.00	0.00	285.41
	材積	47,995	2,466	2,202	1,913	3,996	2,028	789	20	0	0	98,678
カラマツ	面積	1.02	7.39									31.12
	材積	301	1,335									5,759
(天然林)	面積	1	4									61
	材積											
ヒノキ	面積											5.78
	材積											1,438
(天然林)	面積											61
	材積											
ソノタL	面積											5.25
	材積											397
(人工林)	面積											8
	材積											
ソノタL	面積	116.96	60.99	35.23	22.67	15.83	36.18	5.37	1.38		1.14	426.22
	材積	13,310	8,670	5,712	2,971	2,160	4,011	912	208		140	53,576
(天然林)	面積	65	31	17	6	3	3	1	0		0	300
	材積											
ソノタL計	面積	116.96	60.99	35.23	22.67	15.83	36.18	5.37	1.38	0.00	1.14	431.47
	材積	13,310	8,670	5,712	2,971	2,160	4,011	912	208	0	140	53,973
小計	面積	266.84	83.45	41.04	26.82	25.87	41.51	7.81	1.43	0.00	1.14	818.83
	材積	69,958	18,804	7,914	4,884	6,156	6,080	1,948	228	0	140	198,392
未立木地等計	面積											37.46
	材積											0
総計	面積	266.84	83.45	41.04	26.82	25.87	41.51	7.81	1.43	0.00	1.14	856.29
	材積	69,958	18,804	7,914	4,884	6,156	6,080	1,948	228	0	140	198,392
	面積											1,841
	材積											

森林の林齢構成は10～13齢級（56～65年生）が多く、全体の65%（557.83ha）を占めている。人工林率は30%（260.86ha）、針葉樹は375.57ha(43%)で海岸線沿いには樹齢100年を超す天然のアカマツ林と重要河川の小槌川、大槌川流域上流には、ナラ、クリを中心とする広葉樹林が広がり環境省：絶滅危惧ⅠB類に指定されるイヌワシ生息すると言われている。

### 3.3. 認証対象森林の取り扱い

#### 3.3.1. 針葉樹

##### 3.3.1.1. 針葉樹林の齢級分布

表 針葉樹齢級別

大槌町有林針葉樹齢級別面積

		未立木地等	1齢級	2齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級	10齢級	11齢級	12齢級	面積 材積	ha m
スギ	面積							1.73	0.93	11.43	0.72	0.42	12.45	15.97		
	材積							455	291	4,373	387	240	7,603	10,222		
	成長量					0		21	11	133	9	5	124	130		
アカマツ (人工林)	面積									4.72	0.32		59.30	48.56		
	材積									1,118	109		18,607	17,057		
	成長量									25	2		205	151		
アカマツ (天然林)	面積								2.16							
	材積								378							
	成長量								12							
アカマツ計	面積		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2.16	4.72	0.32	0.00	59.30	48.56		
	材積		0	0	0	0	0	0	378	1,118	109	0	18,607	17,057		
	成長量		0	0	0	0	0	0	12	25	2	0	205	151		
カラマツ	面積		7.70						3.83	8.23				0.93	2.02	
	材積		0						1,049	2,301				198	575	
	成長量		6						18	28				1	3	
ヒノキ	面積							2.78	3.00							
	材積							595	843							
	成長量							31	30							
総計	面積	0.00	7.70	0.00	0.00	0.00	0.00	4.51	9.92	24.38	1.04	0.42	72.68	66.55		
	材積	0	0	0	0	0	0	1,050	2,561	7,792	496	240	26,408	27,854		
	成長量	0	6	0	0	0	0	52	71	186	11	5	330	284		

		13齢級	14齢級	15齢級	16齢級	17齢級	18齢級	19齢級	20齢級	21齢級	22齢級	小計
スギ	面積	12.06	8.94				0.06	0.34				65.05
	材積	8,352	6,333				41	247				38,544
	成長量	94	57				0	1				585
アカマツ (人工林)	面積	47.45	4.87									165.22
	材積	16,708	2,051									55,650
	成長量	131	12									526
アカマツ (天然林)	面積	89.35	1.26	5.81	4.15	10.04	5.27	2.10	0.05			120.19
	材積	31,287	415	2,202	1,913	3,996	2,028	789	20			43,028
	成長量	248	1	9	8	13	7	2	0			300
アカマツ計	面積	136.80	6.13	5.81	4.15	10.04	5.27	2.10	0.05	0.00	0.00	285.41
	材積	47,995	2,466	2,202	1,913	3,996	2,028	789	20	0	0	98,678
	成長量	379	13	9	8	13	7	2	0	0	0	826
カラマツ	面積	1.02	7.39									31.12
	材積	301	1,335									5,759
	成長量	1	4									61
ヒノキ	面積											5.78
	材積											1,438
	成長量											61
総計	面積	149.88	22.46	5.81	4.15	10.04	5.33	2.44	0.05	0.00	0.00	387.36
	材積	56,648	10,134	2,202	1,913	3,996	2,069	1,036	20	0	0	144,419
	成長量	474	74	9	8	13	7	3	0	0	0	1,533

##### 3.3.1.2. 針葉樹林の取り扱い

認証対象森林856.29haのうち387.36haは針葉樹であり、その総蓄積は144,419m<sup>3</sup>である。針葉樹林の齢級分布より、針葉樹林全体の69.5%は10～14齢級（46～70年生）で伐

採に適した林齢を迎えており、これからは木材の供給能力が増大すると見込まれる。

9 齢級（45 年生）以下の山林が 9% 程度しか存在していないため、植林の必要性を示唆している。持続可能な森林経営を目指すため、皆伐・植林を行うエリアと長伐期択伐施業を行うエリアとのゾーニングを行うことが重要で、今後、検討していく。

### 3.3.2. 広葉樹

#### 3.3.2.1. 広葉樹林の齢級分布

表 広葉樹齢級別

#### 大槌町有林広葉樹齢級別面積

		未立木地等	1 齢級	2 齢級	3 齢級	4 齢級	5 齢級	6 齢級	7 齢級	8 齢級	9 齢級	10 齢級	11 齢級	12 齢級	面積 材積 ha m
ソノ外 (人工林)	面積					0.99					4.26				
	材積					37					360				
	成長量					2					6				
ソノ外 (天然林)	面積			2.27	11.54	0.24		1.10	3.82	1.99	4.04	21.85	44.89	38.73	
	材積			51	381	9		120	257	169	548	1,919	5,424	6,604	
	成長量			3	26	0		4	9	4	8	26	49	45	
ソノ外計	面積		0.00	2.27	11.54	1.23	0.00	1.10	3.82	1.99	8.30	21.85	44.89	38.73	
	材積		0	51	381	46	0	120	257	169	908	1,919	5,424	6,604	
	成長量		0	3	26	2	0	4	9	4	14	26	49	45	
総計	面積	0.00	0.00	2.27	11.54	1.23	0.00	1.10	3.82	1.99	8.30	21.85	44.89	38.73	
	材積	0	0	51	381	46	0	120	257	169	908	1,919	5,424	6,604	
	成長量	0	0	3	26	2	0	4	9	4	14	26	49	45	

		13 齢級	14 齢級	15 齢級	16 齢級	17 齢級	18 齢級	19 齢級	20 齢級	21 齢級	22 齢級	小計
ソノ外 (人工林)	面積											5.25
	材積											397
	成長量											8
ソノ外 (天然林)	面積	116.96	60.99	35.23	22.67	15.83	36.18	5.37	1.38		1.14	426.22
	材積	13,310	8,670	5,712	2,971	2,160	4,011	912	208		140	53,576
	成長量	65	31	17	6	3	3	1	0		0	300
ソノ外計	面積	116.96	60.99	35.23	22.67	15.83	36.18	5.37	1.38	0.00	1.14	431.47
	材積	13,310	8,670	5,712	2,971	2,160	4,011	912	208	0	140	53,973
	成長量	65	31	17	6	3	3	1	0	0	0	308
総計	面積	116.96	60.99	35.23	22.67	15.83	36.18	5.37	1.38	0.00	1.14	431.47
	材積	13,310	8,670	5,712	2,971	2,160	4,011	912	208	0	140	53,973
	成長量	65	31	17	6	3	3	1	0	0	0	308

#### 3.3.2.2. 広葉樹林の取り扱い

認証対象森林 856.29ha のうち 431.47ha は広葉樹林であり、その総蓄積量は 53,973m<sup>3</sup> である。当管内の特徴である洋式高炉の発祥の地としてかつては銑鉄の原材料として薪炭材の生産が盛んであった。またコナラが多く生息するため椎茸生産のための原木として生産されていた。齢級構成は 2～22 齢級（6～110 年生）の間に分布している。天然林の林齢構成は、薪炭利用が無くなったため更新されず、年々高齢化しているが、分布のピークが 13 齢級（61～65 年生）を最大に 11 齢級（51～55 年生）と 14 齢級（66～70 年生）に比較的多く分布している。

樹種の多様性、生物多様性、公益的機能を持続しながら、大槌町の特産品である椎茸栽培への支援を含め付加価値を加えた広葉樹生産も計画している。

広葉樹林の面積も全体の樹種の50%とであり、樹種の多様性の観点から人工林から天然林に戻すエリアのゾーニングも必要であると考えられ、今後検討していく。

### 3.4. 特定地の取り扱い

#### 3.4.1. 保全地帯及び保護区の設定と管理

##### 3.4.1.1. 保全地帯・保護区の設定と趣旨

F S C取得山林における森林管理を通じて、森林生態系の保全、野生動植物の保護、種の多様性の保全等を図ることを目的として保全地帯・保護区を設ける。

###### ①保全地帯の設定

保全地帯は、保護区のバッファゾーン的機能を持たせながら単独で設定し、区域面積は対象森林のおおむね2%の面積を目途に、広葉樹林を中心に選定し、自然景観や生物多様性の維持・向上を主たる目的として設定する。

21林班から24林班にかけての区域の近隣に、釜石広域風力事業計画されており、イヌワシ等の生態系調査（株式会社ユーラスエナジーホールディングス）を行っていることから広葉樹を中心に134.66haと三陸復興国立公園内にある111林班のうち第3種特別地域の55.36haについては、環境省東北環境省事務所担当官に作業方法等を協議し保全地帯とした。

今回、上記箇所を含み認証対象森林のうち24%（207.32ha）を保全地帯に設定した。

###### ②保護区の設定

保護区は、保全地帯の中から、さらに重要と考えられる生態系の代表例を選定し、商業伐採を避ける地域であるが、三陸復興国立公園内にある第2種特別地域の19.25haと文化財価値の高い城山城跡地は町民が集う公園にも指定されていることから12.20haを保護区とした。

今回、認証対象森林のうち4%（31.45ha）を保護区に設定した。

##### 3.4.1.2. 保全地帯・保護区の管理

保護区の管理にあたっては、各保護区の設定目的が高度に発揮されるよう適切な維持・管理に努めるものとする。

###### ①伐採方法について

- a 森林生態系の維持・向上を図ることが前提であり、原則禁伐とする。
- b 間伐等を行う必要が生じた場合には、営巣、採餌、隠れ場として重要な古木や枯損木等について、管理上支障がないものは保残すること。

###### ②巡視活動について

巡視にあたっては、野生動植物の生息・生育状況及び環境変化の動向等について、年1度の定期チェック（定点写真・環境チェックリスト等）を行い保護区の保全管理を図るとともに、一般の入林者等に対し、普及啓発に努める。

#### ③ 林地開発の規制について

保護区における開発行為は、原則禁止とするが、やむを得ない林地開発が生じたい場合は、生態系への影響を調査し、慎重に検討、対応すること。

#### ④ 野生動物との共生について

野生鳥獣被害に対しては、地元住民の理解の下、保護と被害防止の両立が図られるよう、関係機関と連絡調整を行うものとする。

### 3.4.2. バッファゾーンの設定と管理方法

#### 3.4.2.1. バッファゾーンの設定

##### ① 設定の目的

バッファゾーンは、渓流水温の安定や、生物多様性の保持と施業による急激なかく乱、大雨等による土砂流出の防止を主たる目的として設定する。

##### ② 設定基準

- a バッファゾーンは、常時水が流れている溪流を対象として、生物多様性の観点から、一定の渓流水域を地図上に表示の上、バッファゾーンとして特定する
- b バッファゾーンは、生物の生息環境を考慮のうえ、片側約5mの範囲の溪流環境を守るための緩衝地帯とする。なお、スギ・ヒノキ人工林の場合は、強度間伐により広葉樹主体の林分へと誘導し、適正照度を保ちながら下層植生を繁茂させた長伐期施行を目指す。

#### 3.4.2.2. バッファゾーンの管理

- a バッファゾーン付近での伐採は、溪流への土砂の流出や枯葉の流れ込み、作業員によるバッファゾーン内植生の踏み荒らし等に十分配慮し、特に溪流又はバッファゾーン内方向への伐倒は行わない。
- b 溪流付近に残材を残さないことを原則とするが、やむを得ず残す場合は洪水などの増水によって河川または溪流に流れ込まないよう安全な箇所に集積するなど林内整理に努めるものとする。
- c バッファゾーンもしくはバッファゾーン付近での作業は、生物多様性の観点から、作業の前に担当責任者の指示を仰ぎ、作業完了後は作業場所のチェックを受けること。

#### 3.4.3. 保護価値の高い森林



保護価値の高い森林を定義つけるため、聞き取り調査をおこなう。

その結果から、次のように定義する。

#### ①文化財の観点

- a 町内の人工林には、館跡など遺跡が多く存在している。基本的には県の遺跡リストにある森林は保護価値の高い。このような遺跡は、地形が重要であるため、原則として地形を変えないように施業する。また、県の指導のもと施業を行う。歴史的観点から見ると認証対象森林内にある城山城跡は県指定文化財に指定されていることから、保護価値が高い。
- b 町内の歴史からみて、保護価値の高い遺跡として鉄滓の散布地が多くみられ、鍛冶工場の遺跡がある。製鐵関連の遺跡については多数点在しているが、県の遺跡リストには登録されていない。聞き取り調査などを通して、記録し後世に伝えていく必要がある。
- c 現在、把握できている町内の文化財等を、森林基本図に作成して行く。これを、蓄積データとし、随時アップデートしていく。

#### ②動植物の観点

町内の海岸林は手厚く保護する必要がある。（ハマユリ、タブの木、ミヤマシキミなど海岸林特有の植物は保護価値が高い。）認証対象森林の海岸林の中の保護価値の高い森林として文化面や動植物の観点からが挙げられているが、現時点で認定対象林内に特別保護地区対象林はない。

### 3.5. 森林施業における環境配慮

別紙「森林作業共通仕様書」及び別紙2-2「作業マニュアル（環境配慮型）」に基づき適切な森林施業を実施する。

### 3.6. 野生生物と文化財の保護

有識者等から認証林内、認証林周辺の希少種の分布状況情報収集及び構成員への周知を行い希少種の保護に努める。

2014年発行「岩手県レッドブック」を参考にするとともに、有識者等から認証林内、認証林周辺の希少種の分布状況情報収集及び構成員への周知を行い希少種の保護に努める。（資料「希少な野生動植物の生息・生育確認と保護」参照）

施業時には、林内における野生動植物の生息状況を把握し、その生息を阻害しないように注意する。特に、施業場所内に営巣場所を確認した場合は、繁殖活動を妨げないよう作業内容を工夫する。

希少動植物を発見した場合は様式1「希少動植物の生息確認調査票」に記録し、原本を保管するとともに、速やかにFM認証管理責任者に提出する。

## **4. 林業経営**

各山林管理責任者が作成し、国、県または町が認定した森林経営計画をもとに行う。尚、森林経営計画は5年に一度、更新する。

## **5. モニタリング調査**

モニタリングについては、別紙「モニタリング実施要領」に基づき実施し、管理計画改訂時に反映させる。モニタリング結果は、要求があれば公開する。

## **6. 労働力と安全管理**

### 6.1. 雇用及び職業の平等

人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身、社会的出身などに基づいて行われるすべての差別、除外または優先で、雇用や職業における機会の均等を破ったり害したりするようなことは、釜石地方森林組合コンプライアンス態勢運営要領（関係資料2-1-1～2-2）に基づきいかなる差別も行われていない。

### 6.2. 労働者との紛争解決手順

コンプライアンス態勢運営要領に基づき、進めている。

未然防止策として年に1回以上の運営委員会を開催し対応策を検討している。

協議の中で最もより良い方法として、関係する労働者に対し、毎年8月、12月に岩手県、釜石市、大槌町の担当課を含め、役職員、請負事業者を一同に集め課題抽出を行いながら関係者全員が現状の課題について話し合う機会を作っている。

森林組合職員に対しては、代表理事組合長の出席のもと事業進捗及び計画の周知と必要な対応について協議する機会を作っている。（月1回 最終水曜日）

また、誰一人取り残さないよう毎年1月から2月中旬にかけて、代表理事組合長、参事との個人面談を行い、課題の掘り起こしを行っている。

そして相談窓口を総務課に設置しているが、相談、苦情等が困難な場合の相談窓口として内部組織相談窓口 代表理事組合長・参事・総務課長 外部組織相談窓口として上部団体の岩手県森林組合連合会 参事を設定周知している。

### 6.3. 安全教育

森林作業従事者は、林業・木材製造業労働災害防止協会等の研修を積極的に受け、研修内容を関係者に伝達するとともに、その研修記録を保管する。施業場所により安全確保内容が異なるので、各作業単位の現場にて作業員全員で安全事項の確認を行い、特に未習熟の作業員の初期教育の際には、安全管理について実技指導を中心に徹底的に教育する。また、森林組合及び素材生産業者、自伐林家等、すべての森林作業従事者が労働安全衛生規定（資料1）を守るように努める。

### 6.4. 社会保障への加入

持続的な林業経営及び労働災害への対応のため、各種社会保障制度へ加入する。

#### 6.5. 事故の再発防止

事故の再発防止のため、労災事故が発生した際には、その記録を作成・保管するとともに、今後の対策を示めす。

#### 6.6. 安全管理

##### 6.7.1. 安全装備・救急箱

労働災害を未然に防止するため、安全装備の情報を収集し、作業に応じた装備へ改善を図る。

作業時は、現場の状況、天気、気候に応じ、下図及び下表の安全装備を身につけるほか、ホイッスルは常に携行することとする。

また、常に各現場には救急箱を配備し、怪我をした際の応急処置をできるようにする。

表 安全装備

		安全靴	安全スボソソ	防・手袋	手袋	ヘルメット	ゴーグル・バイザー	イヤーマフ
植付		◎			◎	◎	◎	
下刈		◎	○	○	◎	◎	◎	○
枝打		◎			◎	◎	◎	
保育間伐・利用間伐	選木つる切	◎			◎	◎	◎	
	伐倒	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	造材	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	搬出	◎	○	○	◎	◎	◎	○
測量調査		◎			◎	◎		
林道補修		◎			◎	◎	◎	

表 救急箱内容物

湿布	絆創膏	布絆創膏	貼付剤	三角巾
頭痛薬	目薬	風邪薬	虫刺され軟膏	消毒軟膏
消毒液	ハサミ	蜂毒抜き		
エピペン（抗体検査受診者のうち、必要と判断した者）				

##### 6.7.2. 林内ガイド・間伐体験ガイド安全管理

資料2「林内ガイド・間伐体験ガイド安全管理マニュアル」に基づき行う。

## 6.8. 化学薬品と燃料の使用手順

認証林内においては、原則として化学化学薬品は使用しない。

燃料についての使用手順や、止むを得ず化学薬品をしようする際は、資料3「化学薬品と燃料の使用手順」に基づき行う。

## **7. 社会的責務**

### 7.1. 贈収賄禁止

行動規範として管理活動における法令の遵守、特定の者に対する不当な利益・便宜の禁止、及び公正・誠実な取引の実施を表明する。

また、世界的潮流として贈収賄の防止の強化が要請されていることを踏まえ、行動規範の取組をより一層推し進める。(関係資料2-1-1~2-1-2)

#### 7.1.1. 法令順守

釜石地方森林管理協議会（以下「協議会」と称する）の関係者は協議会に適用されるすべての国・地域における贈収賄防止関連法令を遵守いたします。

#### 7.1.2 公務員等に対する贈賄の禁止

協議会の関係者は、国内外を問わず、事業上の便宜の確保または推進を目的として、公務員等に対して職務行為を行わせ、または行わせないことを企図し直接または間接に、金銭その他の利益の供与若しくはその供与の約束を行いません。

#### 7.1.3. 他の者に対する贈収賄の禁止

協議会の関係者は、いかなる時も他の者に対して以下の行為を行いません。

##### 1) 贈賄

いかなる時も、事業上の便宜の確保又は維持を目的として、他の者に対し職務行為を行わせ、または行わせないことを企図し、直接又は間接に、金銭その他の利益供与若しくはその供与の約束を行うこと。

##### 1) 収賄

いかなる時も、事業上の便宜の確保又は維持を目的として、他の者に対し、金銭その他を要求し、收受を約束し、または收受をすること。

#### 7.1.4 第三者への対応

前述2及び3については、協議会が業務を委託する第三者が実施する行為についても適用する。

#### 7.1.5 違反時の処置

協議会は、2,3及び4の規定で禁止されている行為又はその恐れを早期に発見することに努めます。また、そのような行為またはその恐れを発見した場合には、厳格に調査・処分を行い、又は関係当局に対し全面的に協力いたします。

#### 7.1.6, 改定

事業活動における法令の遵守、特定の者に対する不当な利益・便宜の禁止、並びに構成・誠実な取引の実施を基本原理とし、この基本原理を踏まえ必要が生じた場合には速やかに改定いたします。

## 7.2. 利害関係の把握

施業が与える社会、環境等の影響を及ぼす対象を把握し、施業時には自ら検証を行う。影響への問い合わせ（苦情、意見）があった場合には、施業との因果関係を調査し、問い合わせへの回答を行うとともに、苦情処理記録を作成、保管する。

その他、利害関係がある関係者を資料4「利害関係者リスト」にまとめる。

（「モニタリング実施要領 4. 苦情処理」参照）

## 7.3. 紛争解決

所有権等に係る紛争が発生した場合には、施業は停止し紛争解決に努める。また、当方の責任により損害を与えた場合には、補償を行う。紛争が解決した場合には、紛争解決が証明できるよう文書化し保管する。山林境紛争があった場合は資料5「山林境界紛争に関する手順書」に基づく。

## 7.4. 問い合わせ対応

認証林管理に関する問い合わせについては、事務局及び山林管理責任者で行う。

## 7.5. 地域社会の慣習的権利尊重

山菜の採取等、地域社会の慣習的権利は、商業的な採取を除き、極力尊重されるものとします。

# **8. 林内安全確保、不法投棄等への対策**

## 8.1 林野火災予防と対応

- ・林地内での火気の取扱いには十分に注意する。
- ・作業中は、予め指定した場所以外での喫煙は禁止とし、作業員は携帯灰皿を携行し、吸い殻は持ち帰ること。
- ・可燃性のあるもの（ガソリンなど）の保管には、直射日光を避け、取扱には細心の注意を払うこと。
- ・山林火災は発見後、自ら消化できないと判断した場合、速やかに消防及び現場担当者へ連絡すること。
- ・火災発生時は、「災害発生時の緊急連絡体制」にそって連絡を行う。無理せず自分の身を守ることを優先すること。

## 8.2. 不法投棄

現場担当者及び作業員は、現場に向かう際の林道や現場付近での不法投棄の監視に努める。廃棄物の不法投棄は放置しておくこと、更なる投棄の原因となることから、廃棄物を発見した場合は、直ちに資料6「不法投棄処理フロー」に基づき対応すること。

## 8.3. 違法伐採

盗伐を発見した場合には、管内の警察署、市関係部署、森林所有者へ速やかに伝達しま

す。また、盗伐の未然防止、再発防止のため必要に応じ所有林への関係者以外の立入りを防ぐ措置や関係機関と連携した巡回等を行う。

## 9. 認証製品の販売に関する管理

### 9.1. 認証製品の販売及び管理

認証製品の管理は、木材の販売形態により次のとおりとする。

販売形態	識別方法
立木	図面により認証山林であることを提示する。
素材 (道端または土場・木材置場)	①チョーク・ペンキ・スタンプ等により丸太への印付け ②木材置場での標示

### 9.2. グループの認証品販売管理

山林管理責任者は、年度終了後、森林資源量の把握や収穫・販売計画の作成を目的に、F S C 森林認証材の当該年度の生産量を次年度の総会までにF M 認証管理責任者に提出する。

### 9.3. 認証販売にかかる伝票

製品販売時の伝票は、次の記載事項を含むものとします。（資料7「伝票の例」）

- ・ 出荷の日付
- ・ 収穫された山林名等
- ・ 出荷先
- ・ 出荷材積
- ・ 製品仕様
- ・ 認証登録番号
- ・ 認証の種類

#### 9.4. 認証材と非認証材の生産形態

認証材と非認証材の生産形態は次の図のように識別する。

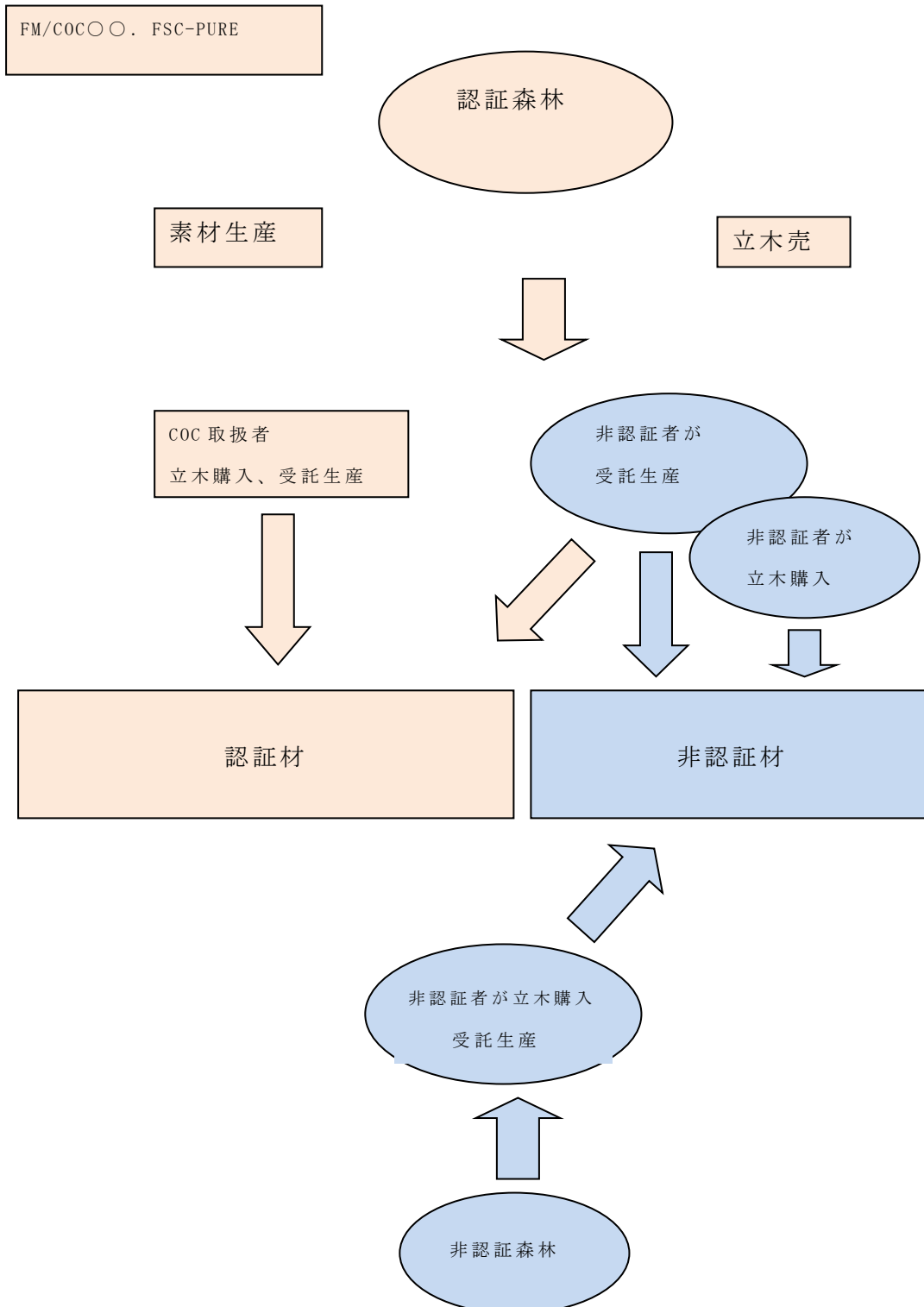


図 認証材と非認証材の生産形態フロー

また、協議会関係者以外の者の認証材の素材生産について、協議会の構成員又は山林管理者以外の者が協議会のF S C認証材を取り扱う場合は、施業前に様式2「F S C認証材取扱に関する遵守誓約書」を提出し、施業後、「森林作業共通仕様書」に基づく別紙2-3-1～8「モニタリング用チェックリスト」を山林管理責任者に提出することとする。

## **10. 情報公開**

### 10.1. 森林管理計画書の公開

この計画書は、依頼があった時は、すべて公開することとします。

### 10.2. 公開の制限（個人情報保護）

部会単位での情報はすべて公開することとしますが、構成員ごとの情報は公開しないこととします。構成員ごとの情報は、構成員自らが判断し公開します。



### 3.4.3. 保護価値の高い森林の聞き取り調査

認定森林内の保護価値の高い森林を定めるにあたり、文化財・動植物観点から専門家から認定森林について聞き取り調査を行った。

#### 聞き取り調査の相手方

大槌町農林課担当者及び大槌町教育委員会文化財担当者

・町内の歴史からみて、保護価値の高い遺跡として鉄滓の散布地が多くみられ、鍛冶工場の遺跡がある。製鐵関連の遺跡については多数点在しているが、県の遺跡リストには登録されていない。

今回の森林認証対象林には、現在のところ前述遺跡は発見されていないので特定は難しい。今後森林の管理を行いながら、発見したなら情報の共有をお願いしたい。

(別添遺跡の位置と環境を参照)

・城山城跡地は、貴重な館跡（県指定文化財）であり周辺の森林の保護には努めて欲しい。

三陸復興国立公園

環境省 東北環境省事務所 担当官

・作業等について協議したところ、今回の森林認証対象地内には第2種特別地域と第3種特別地域が混在しておりどちらも動植物の保護価値の高い森林ではあるが特に第2種については生態系に対する配慮を強く求められる。

上記理由から第2種特別区域を保護区とし第3種特別区域を保全地帯とした。

大槌町農林課担当者・株式会社ユーラスエナジーホールディングス担当者

新山エリアの広葉樹について

・新山エリアに株式会社ユーラスエナジーホールディングスが風力発電事業を計画しており現在イヌワシの生息を含み環境調査をしていることから近隣の21林班から24林班の広葉樹林について保全地帯とした。

今後の調査結果を基に適正に管理していくことにした。